

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年10月6日（平成29年（行個）諮問第153号）

答申日：平成29年12月18日（平成29年度（行個）答申第166号）

事件名：本人が受けた相続税再調査において作成された特定個人に係る質問応答記録書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定法人Aの旧取締役特定個人Aに対する反面調査において作成された質問応答記録書（被相続人特定個人B，相続人審査請求人の再調査において実施されている）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分のうち，別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年7月3日付け特定記号第23号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき，全部不開示とされた質問応答記録書（添付資料除く。）の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである（意見書及び資料は省略。）。

（1）審査請求人等の概況について

審査請求人及びその子（以下「審査請求人等」という。）は遺産相続について，相続人特定個人E（特定法人Aの代表者であり，名義株式は被相続人特定個人Bの相続財産であると主張している。）との間において裁判で係争中である。

そのため，特定法人Aが保有する資料を入手することができない状況にある。

（2）原処分調査経過及び再調査経過について

審査請求人の子は，被相続人特定個人Bから特定法人Aの株式をやると聞かされていたので被相続人特定個人Bから特定法人Aの株式をもらったものと思っていた。

原処分調査担当者から本件名義株式が被相続人特定個人Bの遺産であ

り相続財産として申告財産に算入されていないことを指摘されたが、被相続人特定個人Bの遺産であるかもしれないと思っただけはいたがわからないため、根拠資料の提出を求めた。

原処分調査担当者は「取締役会議事録」を提示した。

代理人税理士は提示された「取締役会議事録」を読んで、①議事録は特定法人Aの議事録であり、特定法人Aの取締役会において譲渡すると決定していること、すなわち株式の所有者が譲渡できるのであり、当該法人の代表者個人が所有する財産であっても代表者個人財産を法人が譲渡するとの決議は不自然であること。②調査担当者の主張に従うと被相続人特定個人Bの個人財産であるにもかかわらず、譲渡先に被相続人特定個人Bが含まれていること、すなわち被相続人特定個人Bが被相続人特定個人Bに譲渡するという不自然な決定になっていたこと③議事録文中に「当社名義株」との記載があること、すなわち法人が所有する名義株式であると読み取れること、以上の3点について調査担当者の主張に疑問を感じたので審査請求人の子に疑問点について説明を求めた。

その結果、審査請求人の子は被相続人特定個人Bから聞いていた本件名義株は法人が退職した従業員を利用して賞与を支給していないにもかかわらず、賞与を支給したようにする等の方法により捻出した簿外現金を原資として株式の増資資金としたとの回答があった。

税理士は審査請求人等に当該名義株式は法人の簿外資産であり、個人財産とはならないこと、個人と法人の違いを説明した。

以降、審査請求人等は当該名義株式の所有者は法人の自社株式であるとの主張を行ってきた。

審査請求人等は再調査担当者から本件名義株式に関し作成された「念書」の作成経過について、質問を受け回答した。（特定税務署A受付印29年4月10日、特定税務署B受付印29年4月13日）相続税は特定税務署B、贈与税は特定税務署Aのため両税務署の受付印あり。

回答内容は、特定個人Aは名義株式が会社の裏金から作られていることを知っていたので父に特定個人A名義の株式の代金として5400万円をくれといった、聞いています。このことからほかの人からも名義株式についてお金をくれといわれなかったため特定個人Cらに話をして各人の名義借用株式について父被相続人特定個人B名義に変えても異存ない旨の一筆を取ったと聞いています。

再調査決定書には、再調査担当者は名義人特定個人Aに調査を実施し質問応答書を作成したにもかかわらず関係者等の答述として特定個人D等相続係争先である特定個人Eが代表者であり同社の役員等の答述だけを記載し、特定個人Aの答述については一切記載がなかった。

再調査決定書は、関係者等（特定個人A氏以外）の答述をもって審査

諮求人の主張を退けた。

(3) 不開示とした理由に対する審査請求について

不開示とした理由は開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあること、税務調査への対策を講じたり等国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ発見を困難にするおそれが生じるためを理由としている。

しかしながら、本件は特定法人Aの名義株式の実質所有者を特定するため、特定個人A氏に対し特定個人A氏名義株式の出資資金を誰が出資したか?の質問応答書であり、第三者に関する情報が含まれているとは思えないこと。

さらに、本件は調査を全て終了し国税不服審判所に審査請求を申し立てている現状にあるため、正確な事実の把握を困難にすることはあり得ないこと。

逆に本件を開示することにより事実が明確に判明すること。

再調査担当者は特定年月日A再調査申請者を訪れ、再調査に着手した。

再調査担当者は本件質問応答書を特定年月日B処分庁に調査報告を行っている。すなわち、本件質問応答書は再調査申請に基づく調査を再調査申請者に実施する前に既に実施されている。

したがって、既に実施した調査を開示するように求めているのであることから、正確な事実の把握を困難にすることはあり得ない。

以上の理由により保有個人情報の開示請求に対し不開示とした決定は不当であるとして開示を認めるように審査請求を行うものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、特定法人Aの旧取締役特定個人Aに対する反面調査において作成された質問応答書（被相続人特定個人B、相続人審査請求人の再調査において実施されている）に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成29年7月3日付け特定記号第23号により、本件請求保有個人情報の対象として、調査報告書及び質問応答記録書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した上で、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号並びに17条2号及び7号イの不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき、一部開示決定（原処分）を行った。

本件対象保有個人情報のうち質問応答記録書については、質問応答記録書とその添付資料から構成されており、このうち原処分において不開示とされた部分は、質問応答記録書の全部（以下「本件不開示部分」と

いう。)及び添付資料の一部(印影部分)である。

審査請求書の記載内容から、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていると考えられることから、以下、それを前提に、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、処分庁は、原処分のお知らせ別紙において、本件不開示部分に係る不開示条項欄に「法17条」と記載しているものの、諮問庁において見分したところ、当該通知書別紙の「不開示とした理由」の記載内容は法14条2号及び7号イの条文に該当するものであり、正しくは法14条であると認められる。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法14条2号及び7号イについて

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

また、法14条7号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件不開示部分について

質問応答記録書は、調査関係事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を調査担当者と納税義務者等の質問応答形式等で作成する行政文書である。

諮問庁において本件不開示部分を見分したところ、調査担当者が、審査請求人及び審査請求人の子への税務調査の一環として、特定個人Aに対して反面調査を行い、聴取・確認した内容等が詳細に記載されており、これらは、審査請求人以外の個人の情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そして、これらが法14条2号ただし書に該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって、当該部分は、法14条2号の不開示情報に該当すると認められる。

また、本件不開示部分は反面調査に関する情報であるが、当該情報は、

重い守秘義務に担保された税務行政に対する反面調査先の理解と協力，そして信頼に基づいて得たものであり，内容が一部でも公にされた場合，当該反面調査先のみならず，このことを知ったその他一般の納税者においても，税務行政への信頼を失い，じ後，国税当局への情報提供や税務調査への協力をちゅうちょするなど，租税の賦課又は徴収に係る事務に関し，国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号イの不開示情報に該当すると認められる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，これらの主張は原処分決定を左右するものではない。

4 結論

以上のことから，本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年10月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月6日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同月30日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年12月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は，本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象保有個人情報，具体的には，調査報告書及び質問応答記録書（添付資料を含む。）に記録された保有個人情報を特定し，調査報告書の一部，質問応答記録書の本体部分の全部及び質問応答記録書の添付資料の一部について，法14条2号並びに法17条2号及び7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，全部不開示とされた質問応答記録書の本体部分に記録された保有個人情報（本件不開示部分）を開示するよう求めているものと解されるところ，諮問庁は，不開示条項を法14条2号及び7号イに訂正した上で，原処分を維持すべきとしていることから，以下，本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙に掲げる部分について

当審査会において見分したところ、別紙に掲げる部分には、特定個人Aの氏名等が記載されており、これらは、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が既に承知している情報又は容易に推測できる情報であり、慣行として知ることができる情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、同様の理由から、これを開示しても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められないから、法14条7号イに該当しない。

したがって、別紙に掲げる部分は、法14条2号及び7号イのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

(2) その余の部分について

当審査会において見分したところ、本件不開示部分のうち上記(1)以外の部分には、調査担当者が審査請求人に対する税務調査の一環として特定個人Aに対し聴取・確認した内容等が詳細に記載されているものと認められ、税務調査の着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方法に係る情報が記録されているところ、これらは、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められない。

これらの部分を開示した場合、税務調査の具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、税額計算上の不正手口の巧妙化が図られるなど、今後の税務調査への対策が講じられることによって、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分については、法14条7号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分に係る通知書には、上記第3の1で諮問庁が説明するとおり、不開示条項の誤りが認められ、慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ない。今後、開示決定等に当たっては、同様の事態を生じさせないよう、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条2号及び7号イのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（開示すべき部分）

枚目	開示すべき部分
1	表題部分， 1 行目の 1 文字目ないし 5 文字目， 2 行目全て， 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 4 行目 1 文字目ないし 4 文字目， 5 行目全て及び 6 行目全て

（注）表中の行数の数は、表題部分の下から 1 行目として数えたものである。また、文字数の数は、空白がある場合、これらは文字数に数えない。